2

条例の一部改正に関する資料

令和６年３月４日提出

大　崎　市

目　　次

議案第　４４号　大崎市地区集会所条例の一部を改正する条例　……　1
議案第　４５号　大崎市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例　……　1
議案第　４６号　大崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例　……　43

●議案第４４号　大崎市地区集会所条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>別表第1（第2条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>大崎市鹿島台東平渡集会所</td><td>大崎市鹿島台木間塚字小谷地438番地1</td></tr>
<tr><td>大崎市鹿島台岩渕創作館</td><td>大崎市鹿島台大迫字岩渕山9番地4</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table></td><td>別表第1（第2条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>大崎市鹿島台東平渡集会所</td><td>大崎市鹿島台木間塚字小谷地438番地1</td></tr>
<tr><td>大崎市鹿島台深谷創作館</td><td>大崎市鹿島台深谷字藤坊13番地4</td></tr>
<tr><td>大崎市鹿島台岩渕創作館</td><td>大崎市鹿島台大迫字岩渕山9番地4</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

●議案第４５号　大崎市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>**（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）**
第6条　略
2～4　略
5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(10)　略
(11)　略
6　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪</td><td>**（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）**
第6条　略
2～4　略
5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(10)　略
(11)　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）
(12)　略
6　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪</td></tr>
</table>

問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
7～12　略	7～12　略
（管理者）	**（管理者）**
第7条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し，又は＿＿＿＿＿＿＿＿他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。	**第7条**　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。
2　略	2　略
（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）	**（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）**
第24条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は，次に掲げるところによるものとする。	**第24条**　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は，次に掲げるところによるものとする。
(1)～(7)　略	(1)～(7)　略
(8)　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。	
(9)　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
(10)・(11)　略	(8)・(9)　略
（掲示）	**（掲示）**
第34条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	**第34条**　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を掲示しなければならない。
2　指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業者は，重要事項＿＿＿＿＿を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，前項の規定による掲示に代えることが	2　指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業者は，前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることが

できる。	できる。
3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（記録の整備）	**（記録の整備）**
第42条　略	**第42条**　略
2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。	2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2)　第20条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3)・(4)　略	(3)・(4)　略
(5)　第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
(6)　第28条の規定による市への通知に係る記録	(5)　第28条に規定する　市への通知に係る記録
(7)　第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(6)　第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録
(8)　第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(7)　第40条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(9)・(10)　略	(8)・(9)　略
（訪問介護員等の員数）	**（訪問介護員等の員数）**
第47条　略	**第47条**　略
2　略	2　略
3　オペレーターは，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	3　オペレーターは，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該夜間対応型訪問介護事業所　の定期巡回サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
4　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	4　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において，当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは，前項本文の規定にかかわらず，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)・(10)　略	(1)・(10)　略
	(11)　指定介護療養型医療施設
(11)　略	(12)　略
5　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の	5　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は，専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の

処遇に支障がない場合は，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。	処遇に支障がない場合は，当該夜間対応型訪問介護事業所　　の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
6　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は，第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず，オペレーターは，随時訪問サービスに従事することができる。	6　当該夜間対応型訪問介護事業所　　の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は，第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず，オペレーターは，随時訪問サービスに従事することができる。
7　略	7　略
（管理者）	**（管理者）**
第48条　指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は＿＿＿＿＿他の事業所，施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け，かつ，当該＿＿＿＿＿他の事業所，施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし，日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって，指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。）の指定を併せて受けて，一体的に運営するときは，指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。	**第48条**　指定夜間対応型訪問介護事業者は，指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所，施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け，かつ，当該同一敷地内の他の事業所，施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし，日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって，指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第83条第1項において同じ。）の指定を併せて受けて，一体的に運営するときは，指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。
2　略	2　略
（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）	**（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）**
第51条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。	**第51条**　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	
(6)　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

(7)～(9)　略	(5)～(7)　略
（記録の整備）	**（記録の整備）**
第58条　略	**第58条**　略
2　指定夜間対応型訪問介護事業者は，利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。	2　指定夜間対応型訪問介護事業者は，利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2)　次条において準用する第20条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3)　第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
(4)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(3)　次条において準用する第28条に規定する　市への通知に係る記録
(5)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録
(6)　次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5)　次条において準用する第40条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7)・(8)　略	(6)・(7)　略
（管理者）	**（管理者）**
第59条の4　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は　　他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。	**第59条の4**　指定地域密着型通所介護事業者は，指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。
2　略	2　略
（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）	**（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）**
第59条の9　指定地域密着型通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。	**第59条の9**　指定地域密着型通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	
(6)　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
(7)・(8)　略	(5)・(6)　略
（記録の整備）	**（記録の整備）**

第59条の19　略	**第59条の19**　略
2　指定地域密着型通所介護事業者は，利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　指定地域密着型通所介護事業者は，利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2)　次条において準用する第20条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3)　第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
(4)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(3)　次条において準用する第28条に規定する　市への通知に係る記録
(5)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録
(6)　前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5)　前条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7)～(9)　略	(6)～(8)　略
（準用）	**（準用）**
第59条の20の3　第9条から第13条まで，第15条から第18条まで，第20条，第22条，第28条，第32条の2，第34条から第38条まで，第40条の2，第41条，第53条及び第59条の2，第59条の4，第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は，共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と，第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と，第59条の9第4号，第59条	**第59条の20の3**　第9条から第13条まで，第15条から第18条まで，第20条，第22条，第28条，第32条の2，第34条から第38条まで，第40条の2，第41条，第53条及び第59条の2，第59条の4，第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は，共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と，「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と，第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し，夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と，第59条の9第4号，第59条

の10第5項，第59の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と，第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と，同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と，同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。	の10第5項，第59の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と，第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と，同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と，同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。
（管理者）	**（管理者）**
第59条の24　指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し，又は_____他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。	**第59条の24**　指定療養通所介護事業者は，指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。
2～4　略	2～4　略
（指定療養通所介護の具体的取扱方針）	**（指定療養通所介護の具体的取扱方針）**
第59条の30　指定療養通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。	**第59条の30**　指定療養通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　指定療養通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	
(4)　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
(5)～(7)　略	(3)～(5)　略
（記録の整備）	**（記録の整備）**
第59条の37　略	**第59条の37**　略
2　指定療養通所介護事業者は，利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　指定療養通所介護事業者は，利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(3)　次条において準用する第20条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録
(4)　第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
(5)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(4)　次条において準用する第28条に規定する　市への通知に係る記録

(6)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7)　略

(8)　次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(9)・(10)　略

（管理者）

第62条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は　　他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3　略

（利用定員等）

第65条　略

2　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。），指定地域密着型サービス，指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。），指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。），指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項，第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合

(5)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録

(6)　略

(7)　次条において準用する第59条の18第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8)・(9)　略

（管理者）

第62条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3　略

（利用定員等）

第65条　略

2　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。），指定地域密着型サービス，指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。），指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。），指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設　　の運営（第82条第7項，第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合

は，当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は_____他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。なお，共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。	は，当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。なお，共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。
2・3　略	2・3　略
（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）	**（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）**
第70条　指定認知症対応型通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。	**第70条**　指定認知症対応型通所介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	
(6)　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
(7)・(8)　略	(5)・(6)　略
（記録の整備）	**（記録の整備）**
第79条　略	**第79条**　略
2　指定認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。	2　指定認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2)　次条において準用する第20条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3)　第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
(4)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(3)　次条において準用する第28条に規定する　市への通知に係る記録
(5)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録
(6)　略	(5)　略
(7)　次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6)　次条において準用する第59条の18第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(8)・(9)　略	(7)・(8)　略
（従業者の員数等）	**（従業者の員数等）**

第82条　略

2～5　略

6　次の表の左欄に掲げる場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院	略
略	略	略

7～13　略

（管理者）

第83条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

2　略

3　第1項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20

第82条　略

2～5　略

6　次の表の左欄に掲げる場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福祉施設，介護老人福祉施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	略
略	略	略

7～13　略

（管理者）

第83条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が，指定夜間対応型訪問介護事業者，指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2　略

3　第1項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20

条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)，介護老人保健施設，介護医療院，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

4　略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4)　略

(5)　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(6)　略

(7)　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8)・(9)　略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第105条　略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)，介護老人保健施設，介護医療院，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条，第111条第3項，第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

4　略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4)　略

(5)　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(6)　略

(7)・(8)　略

第105条　削除

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条　略

第106条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。	
(記録の整備)	**(記録の整備)**
第107条　略	**第107条**　略
2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。	2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(3)　次条において準用する第20条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録
(4)　第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(4)　第92条第6号に規定する　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(5)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(5)　次条において準用する第28条に規定する　市への通知に係る記録
(6)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(6)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録
(7)　次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(7)　次条において準用する第40条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(8)～(10)　略	(8)～(10)　略
(管理者)	**(管理者)**
第111条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は　　他の事業所，施設等　　の職務に従事することができるものとする。	**第111条**　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
2～4　略	2～4　略
(管理者による管理)	**(管理者による管理)**
第121条　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対	**第121条**　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対

応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)，指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。	応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)，指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。
(協力医療機関等)	**(協力医療機関等)**
第125条　略	**第125条**　略
2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1)　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。 (2)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。	
3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。	
4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で，新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，	

再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8　略

（記録の整備）

第127条　略

2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。

(1)　略

(2)　第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)　第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6)　次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7)～(9)　略

（準用）

第128条　第9条，第10条，第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条から第36条まで，第38条，第40条から第41条まで，第59条の11，第59条の16，第59条の17第1項から第4項まで，第99条，第102条，第104条及び第106条の規定は，指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と，第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事

2・3　略

（記録の整備）

第127条　略

2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。

(1)　略

(2)　第115条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)　第117条第6項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)　次条において準用する第28条に規定する　市への通知に係る記録

(5)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録

(6)　次条において準用する第40条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7)～(9)　略

（準用）

第128条　第9条，第10条，第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条から第36条まで，第38条，第40条から第41条まで，第59条の11，第59条の16，第59条の17第1項から第4項まで，第99条，第102条及び第104条　　の規定は，指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と，第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事

業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第130条　略

2～6　略

7　第1項第1号，第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず，サテライト型特定施設の生活相談員，機能訓練指導員又は計画作成担当者については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

(1)　略

(2)　略

8～10　略

11　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については，当該規定中「1」とあるのは，「0.9」とする。

(1)　第149条において準用する第106条に規定する委員会において，利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い，及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア　利用者の安全及びケアの質の確保

イ　地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ　緊急時の体制整備

エ　業務の効率化，介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ　地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2)　介護機器を複数種類活用していること。

(3)　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため，地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4)　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第130条　略

2～6　略

7　第1項第1号，第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず，サテライト型特定施設の生活相談員，機能訓練指導員又は計画作成担当者については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

(1)　略

(2)　病院　介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3)　略

8～10　略

（管理者） **第131条**　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は，当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し，又は_____他の事業所，施設等，本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は，管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 2　略 **（協力医療機関等）** **第147条**　略 2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1)　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。 (2)　当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。 3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 5　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 6　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合におい	**（管理者）** **第131条**　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は，当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等，本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は，管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 2　略 **（協力医療機関等）** **第147条**　略

ては，再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	
7　略	2　略
（記録の整備）	**（記録の整備）**
第148条　略	**第148条**　略
2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。	2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2)　第136条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3)　第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3)　第138条第5項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4)　第146条第3項の規定による結果等の記録	(4)　第146条第3項に規定する　結果等の記録
(5)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録	(5)　次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
(6)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(6)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録
(7)　次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(7)　次条において準用する第40条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(8)～(10)　略	(8)～(10)　略
（準用）	**（準用）**
第149条　第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条から第38条まで，第40条から第41条まで，第59条の11，第59条の15，第59条の16，第59条の17第1項から第4項まで，第99条及び第106条の規定は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と，第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入所者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。	**第149条**　第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条から第38条まで，第40条から第41条まで，第59条の11，第59条の15，第59条の16，第59条の17第1項から第4項まで及び第99条　の規定は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と，第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入所者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。
（従業者の員数）	**（従業者の員数）**
第151条　略	**第151条**　略

2～7　略

8　第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士，機能訓練指導員又は介護支援専門員については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

(1)・(2)　略

(3)　病院　栄養士又は　管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4)　略

9～17　略

(設備)

第152条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は，次のとおりとする。

(1)～(5)　略

(6)　医務室　医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし，入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし，本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず，入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9)　略

2　略

(緊急時等の対応)

第165条の2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため，あらかじめ，第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て，当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の医師及び協力医療機関の協力を得て，1年に1回以上，緊急時等における対応方法の見直しを行い，必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

2～7　略

8　第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず，サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士若しくは管理栄養士，機能訓練指導員又は介護支援専門員については，次に掲げる本体施設の場合には，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。

(1)・(2)　略

(3)　病院　栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4)　略

9～17　略

(設備)

第152条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は，次のとおりとする。

(1)～(5)　略

(6)　医務室　医療法　第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし，入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし，本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず，入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか，必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9)　略

2　略

(緊急時等の対応)

第165条の2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため，あらかじめ，第151条第1項第1号に掲げる医師　との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（管理者による管理）

第166条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は，専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該管理者は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は，　　他の事業所，施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は，管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第167条　計画担当介護支援専門員は，第158条に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4)　略

(5)　第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6)　第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7)　第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

（協力医療機関等）

第172条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては，病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1)　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。

(2)　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。

(3)　入所者の病状が急変した場合等において，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い，入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，入所者

（管理者による管理）

第166条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は，専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該管理者は，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は，同一敷地内にある他の事業所，施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は，管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第167条　計画担当介護支援専門員は，第158条に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4)　略

(5)　第157条第5項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する　こと。

(6)　第177条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等を記録する　こと。

(7)　第175条第3項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する　こと。

（協力病院等）

第172条　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入院治療を必要とする入所者のために，あらかじめ，協力病院　　を定めておかなければならない。

の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 3　指定地域密着型介護老人福祉施設は，第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4　指定地域密着型介護老人福祉施設は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 5　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該入所者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 6　略 **（記録の整備）** **第176条**　略 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。 (1)　略 (2)　第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)　第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (5)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6)　前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7)～(9)　略 **（準用）** **第177条**　第9条，第10条，第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条，第36条，第38条，第40条の2，第41条，第59条の11，第59条の15，第59条の17第1項　から第4項まで及び第106条の規定は，指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。	2　略 **（記録の整備）** **第176条**　略 2　指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。 (1)　略 (2)　第155条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)　第157条第5項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)　次条において準用する第28条に規定する　市への通知に係る記録 (5)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録 (6)　前条第3項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7)～(9)　略 **（準用）** **第177条**　第9条，第10条，第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条，第36条，第38条，第40条の2，第41条，第59条の11，第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで＿＿＿＿＿の規定は，指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入所の際に」と，同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第187条　略

2～4　略

5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は，ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6　略

（準用）

第189条　第9条，第10条，第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条，第36条，第38条，第40条の2，第41条，第59条の11，第59条の15，第59条の17第1項から第4項まで，第106条，第153条から第155条まで，第158条，第161条，第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入居の際に」と，同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有

この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入所の際に」と，同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第187条　略

2～4　略

5　略

（準用）

第189条　第9条，第10条，第12条，第13条，第22条，第28条，第32条の2，第34条，第36条，第38条，第40条の2，第41条，第59条の11，第59条の15，第59条の17第1項から第4項まで＿＿＿＿，第153条から第155条まで，第158条，第161条，第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と，第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し，」とあるのは「入居の際に」と，同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定」とあるのは「要介護認定」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有

する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と，同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と，同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と，同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と，第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と，同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と，同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と，同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第191条　略

2～6　略

7　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は，当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3)　略

(4)　略

8～14　略

（管理者）

第192条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

2～4　略

する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と，同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と，同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と，同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と，第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と，同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と，同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と，同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第191条　略

2～6　略

7　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は，当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3)　略

(4)　指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5)　略

8～14　略

（管理者）

第192条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2～4　略

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第197条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1)　指定看護小規模多機能型居宅介護は，利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう，利用者の病状，心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，通いサービス，訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより，当該利用者の居宅において，又はサービスの拠点に通わせ，若しくは短期間宿泊させ，日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6)　略

(7)　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

ア　身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ　看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8)～(12)　略

（記録の整備）

第201条　略

2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。

(1)・(2)　略

(3)　第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5)　略

(6)　次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第197条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1)　指定看護小規模多機能型居宅介護は，利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう，利用者の病状，心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，通いサービス，訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより，療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6)　略

(7)～(11)　略

（記録の整備）

第201条　略

2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。

(1)・(2)　略

(3)　第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5)　略

(6)　次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7)　次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録 (8)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (9)　次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10)～(12)　略 **（準用）** **第202条**　第9条から第13条まで，第20条，第22条，第28条，第32条の2，第34条から第38条まで，第40条から第41条まで，第59条の11，第59条の13，第59条の16，第59条の17，第87条から第90条まで，第93条から第95条まで，第97条，第98条及び第100条から第106条まで　　の規定は，指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と，第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と，第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と，第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第105条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。	(7)　次条において準用する第28条に規定する　市への通知に係る記録 (8)　次条において準用する第38条第2項に規定する　苦情の内容等の記録 (9)　次条において準用する第40条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10)～(12)　略 **（準用）** **第202条**　第9条から第13条まで，第20条，第22条，第28条，第32条の2，第34条から第38条まで，第40条から第41条まで，第59条の11，第59条の13，第59条の16，第59条の17，第87条から第90条まで，第93条から第95条まで，第97条，第98条，第100条から第104条まで及び第106条の規定は，指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において，第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と，第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と，第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と，第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と，第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

○大崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

改正案	現行
（管理者） **第6条**　単独型・併設型指定介護予防認知症対	**（管理者）** **第6条**　単独型・併設型指定介護予防認知症対

応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。	応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。
2・3　略	2・3　略
（利用定員等）	**（利用定員等）**
第9条　略	**第9条**　略
2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。），指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。），指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。），指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第79条において同じ。），指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第79条において同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第70条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。	2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。），指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。），指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。），指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第79条において同じ。），指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第79条において同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項及び第70条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者）	**（管理者）**
第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。なお，共用型指定介	**第10条**　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。なお，共用型指定介

護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，　　他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。	護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。
2・3　略	2・3　略
（心身の状況等の把握）	**（心身の状況等の把握）**
第16条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，利用者に係る指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年大崎市条例第1号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	**第16条**　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，利用者に係る指定介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年大崎市条例第1号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号 に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
（掲示）	**（掲示）**
第32条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	**第32条**　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項　　を掲示しなければならない。
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，重要事項　　を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，前項の規定による掲示に代えることができる。	2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。
3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（記録の整備）	**（記録の整備）**
第40条　略	**第40条**　略
2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。	2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2)　第21条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)　第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
(4)　第24条の規定による市への通知に係る記録	(3)　第24条に規定する　市への通知に係る記録
(5)　第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4)　第36条第2項に規定する　苦情の内容等の記録
(6)　第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5)　第37条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7)～(9)	(6)～(8)
(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)	**(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)**
第42条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は，第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。	**第42条**　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は，第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。
(1)～(9)	(1)～(9)
(10)　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。	
(11)　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
(12)～(15)　略	(10)～(13)　略
(16)　第1号から第14号までの規定は，前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。	(14)　第1号から第12号までの規定は，前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。
(従業者の員数等)	**(従業者の員数等)**
第44条　略	**第44条**　略
2～5　略	2～5　略
6　次の表の左欄に掲げる場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	6　次の表の左欄に掲げる場合において，前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか，同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は，同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれ	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福	略

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれ	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設，指定介護老人福	略

改正前			改正後		
かが併設されている場合	祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院		かが併設されている場合	祉施設，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
略	略	略	略	略	略

7～13　略

（管理者）

第45条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

2～4　略

（身体的拘束等の禁止）

第53条　指定介護予防小規模多機能型居宅介

7～13　略

（管理者）

第45条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し，又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。），指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2～4　略

（身体的拘束等の禁止）

第53条　指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等　　を行ってはならない。	護事業者は，指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
2　略	2　略
3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3)　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
	第62条　削除
（居住機能を担う併設施設等への入居） **第62条**　略	**（居住機能を担う併設施設等への入居）** **第63条**　略
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） **第63条**　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（記録の整備） **第64条**　略	**（記録の整備）** **第64条**　略
2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。 (1)・(2)　略 (3)　次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。 (1)・(2)　略 (3)　次条において準用する第21条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4)　第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5)　次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録 (6)　次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7)　次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8)～(10)　略 **（管理者）** **第72条**　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は　　他の事業所，施設等　　の職務に従事することができるものとする。 2～4　略 **（管理者による管理）** **第79条**　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，　　当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。 **（協力医療機関等）** **第83条**　略 2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1)　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。 (2)　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確	(4)　第53条第2項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5)　次条において準用する第24条に規定する　市への通知に係る記録 (6)　次条において準用する第36条第2項に規定する　苦情の内容等の記録 (7)　次条において準用する第37条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8)～(10)　略 **（管理者）** **第72条**　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 2～4　略 **（管理者による管理）** **第79条**　共同生活住居の管理者は，同時に介護保険施設，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は，本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活　　を除く。)の事業を行う事業所，病院，診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし，これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は，この限りでない。 **（協力医療機関等）** **第83条**　略

保していること。 3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。 4　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で，新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 5　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 6　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 7・8　略 **(記録の整備)** **第85条**　略 2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。 (1)　略 (2)　第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)　第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)　次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録 (5)　次条において準用する第36条第2項の	2・3　略 **(記録の整備)** **第85条**　略 2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間これを保存しなければならない。 (1)　略 (2)　第76条第2項に規定する　提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)　第78条第2項に規定する　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)　次条において準用する第24条に規定する　市への通知に係る記録 (5)　次条において準用する第36条第2項に

規定による苦情の内容等の記録 (6)　次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7)～(9)　略 **(準用)** **第86条**　第11条，第12条，第14条，第15条，第23条，第24条，第26条，第28条の2，第31条から第34条まで，第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)，第56条，第59条，第61条及び第63条の規定は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第28条の2第2項，第31条第2項第1号及び第3号，第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と，第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	規定する　苦情の内容等の記録 (6)　次条において準用する第37条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7)～(9)　略 **(準用)** **第86条**　第11条，第12条，第14条，第15条，第23条，第24条，第26条，第28条の2，第31条から第34条まで，第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)，第56条，第59条及び第61条　　の規定は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において，第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と，同項，第28条の2第2項，第31条第2項第1号及び第3号，第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と，第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と，「6月」とあるのは「2月」と，第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

○大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正(第3条関係)

改正案	現行
(従業者の員数) **第4条**　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は，当該指定に係る事業所　　ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。 2　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は，当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。	**(従業者の員数)** **第4条**　指定介護予防支援事業者　　は，当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

（管理者）	**（管理者）**
第5条　指定介護予防支援事業者は，当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	**第5条**　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
2　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は，当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し，又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。	2　前項に規定する管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は，当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し，又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。
3　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は，介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし，主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については，介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。	
4　前項の管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。 (1)　管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2)　管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)	
5　略	3　略
（内容及び手続の説明及び同意）	**（内容及び手続の説明及び同意）**
第6条　略	**第6条**　略
2　略	2　略
3　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には，担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	3　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には，担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
4～8　略	4～8　略
（利用料等の受領）	**（利用料等の受領）**
第12条　略	**第12条**　略

2　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は，前項の利用料のほか，利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には，それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。	
3　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は，前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得なければならない。	
（保険給付の請求のための証明書の交付）	**（保険給付の請求のための証明書の交付）**
第13条　指定介護予防支援事業者は，提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には，当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	**第13条**　指定介護予防支援事業者は，提供した指定介護予防支援について前条　　の利用料の支払を受けた場合には，当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
（指定介護予防支援の業務の委託）	**（指定介護予防支援の業務の委託）**
第14条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は，法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	**第14条**　指定介護予防支援事業者　　は，法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　委託に当たっては，中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則　　第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。	(1)　委託に当たっては，中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
(2)・(3)　略	(2)・(3)　略
(4)　委託する指定居宅介護支援事業者に対し，指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が，第2条，この章及び次章の規定（第32条第33号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。	(4)　委託する指定居宅介護支援事業者に対し，指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が，第2条，この章及び次章の規定　　を遵守するよう措置させなければならないこと。
（掲示）	**（掲示）**
第23条　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	**第23条**　指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項　　を掲示しなければならない。
2　指定介護予防支援事業者は，重要事項　　を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ	2　指定介護予防支援事業者は，前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ

り，前項の規定による掲示に代えることができる。	り，同項の規定による掲示に代えることができる。
3　指定介護予防支援事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（秘密保持）	**（秘密保持）**
第24条　略	**第24条**　略
2　略	2　略
3　指定介護予防支援事業者は，サービス担当者会議（第32条第11号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかなければならない。	3　指定介護予防支援事業者は，サービス担当者会議（第32条第9号 に規定するサービス担当者会議をいう。）等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかなければならない。
（記録の整備）	**（記録の整備）**
第30条　略	**第30条**　略
2　指定介護予防支援事業者は，利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　指定介護予防支援事業者は，利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)　第32条第16号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録	(1)　第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
(2)　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳	(2)　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア　略	ア　略
イ　第32条第9号に規定するアセスメントの結果の記録	イ　第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
ウ　第32条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録	ウ　第32条第9号 に規定するサービス担当者会議等の記録
エ　第32条第18号の規定による評価の結果の記録	エ　第32条第15号に規定する　評価の結果の記録
オ　第32条第19号に規定するモニタリングの結果の記録	オ　第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録
(3)　第32条第4号の規定による記録	
(4)　第17条の規定による市への通知に係る記録	(3)　第17条に規定する　市への通知に係る記録
(5)　第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(4)　第27条第2項に規定する　苦情の内容等の記録
(6)　第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5)　第28条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7)・(8)　略	(6)・(7)　略
（指定介護予防支援の具体的取扱方針）	**（指定介護予防支援の具体的取扱方針）**
第32条　指定介護予防支援の方針は，第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。	**第32条**　指定介護予防支援の方針は，第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略

改正後	改正前
(3)　指定介護予防支援の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次号において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 (4)　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (5)～(18)　略 (19)　担当職員は，第16号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては，利用者及びその家族，指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回，利用者に面接すること。 イ　アの規定による面接は，利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし，次のいずれにも該当する場合であって，サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について，少なくとも連続する2期間に1回，利用者の居宅を訪問し，面接するときは，利用者の居宅を訪問しない期間において，テレビ電話装置等を活用して，利用者に面接することができる。 (ア)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて，文書により利用者の同意を得ていること。 (イ)　サービス担当者会議等において，次に掲げる事項について主治の医師，担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a　利用者の心身の状況が安定していること。 b　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c　担当職員が，テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握で	(3)～(16)　略 (17)　担当職員は，第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては，利用者及びその家族，指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。 ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。

きない情報について，担当者から提供を受けること。 ウ　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。 エ　利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては，可能な限り，指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに，当該面接ができない場合にあっては，電話等により利用者との連絡を実施すること。 オ　略 (20)　略 (21)　第5号から第15号までの規定は，第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 (22)・(23)　略 (24)　担当職員は，利用者が介護予防訪問看護，介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には，利用者の同意を得て，主治の医師又は歯科医師(次号及び第26号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。 (25)～(32)　略 (33)　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は，法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には，その求めに応じなければならない。	イ　利用者の居宅を訪問しない月 においては，可能な限り，指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに，当該面接ができない場合にあっては，電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ　略 (18)　略 (19)　第3号から第13号までの規定は，第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 (20)・(21)　略 (22)　担当職員は，利用者が介護予防訪問看護，介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には，利用者の同意を得て，主治の医師又は歯科医師(次号及び第24号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。 (23)～(30)　略
(準用) **第34条**　第2条及び第2章から前章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は，基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において，第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と，第12条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と，「介護予防サービス計画費	**(準用)** **第34条**　第2条及び第2章から前章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は，基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において，第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と，第12条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と，「介護予防サービス計画費

の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 **（電磁的記録等）** **第35条**　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第30号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2　略	の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 **（電磁的記録等）** **第35条**　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第28号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2　略

○大崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

改正案	現行
（基本方針） **第2条**　略 2・3　略 4　指定居宅介護支援事業者は，事業の運営に当たっては，市，法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。），老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター，他の指定居宅介護支援事業者，指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。），介護保険施設，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5～7　略 **（従業者の員数）** **第3条**　略 2　前項に規定する員数の基準は，利用者の数	**（基本方針）** **第2条**　略 2・3　略 4　指定居宅介護支援事業者は，事業の運営に当たっては，市，法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター，他の指定居宅介護支援事業者，指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。），介護保険施設，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5～7　略 **（従業者の員数）** **第3条**　略 2　前項に規定する員数の基準は，利用者の数

（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け，又は法115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて，当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。）を行う場合にあっては，当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。	が35又はその端数を増すごとに1とする。
3　前項の規定にかかわらず，指定居宅介護支援事業所が，公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し，かつ，事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は，利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。	
（管理者）	**（管理者）**
第4条　略	**第4条**　略
2　略	2　略
3　第1項に規定する管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。	3　第1項に規定する管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。
(1)　略	(1)　略
(2)　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	(2)　管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）
4　略	4　略
（内容及び手続の説明及び同意）	**（内容及び手続の説明及び同意）**
第5条　略	**第5条**　略
2　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり，利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること	2　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり，利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割

等につき説明を行い，理解を得なければならない。	合，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い，理解を得なければならない。
3　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い，理解を得るよう努めなければならない。	
4　略	3　略
5　指定居宅介護支援事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，第1項の規定による文書の交付に代えて，第8項で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において，当該指定居宅介護支援事業者は，当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2)　略	4　指定居宅介護支援事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，第1項の規定による文書の交付に代えて，第7項で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において，当該指定居宅介護支援事業者は，当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2)　略
6　略	5　略
7　第5項第1号の「電子情報処理組織」とは，指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	6　第4項第1号の「電子情報処理組織」とは，指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
8　指定居宅介護支援事業者は，第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1)　第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの	7　指定居宅介護支援事業者は，第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1)　第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2)　略	(2)　略
9　略	8　略
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）	**（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）**
第14条　指定居宅介護支援の方針は，第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。	**第14条**　指定居宅介護支援の方針は，第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　指定居宅介護支援の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。	
(4)　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
(5)～(15)　略	(3)～(13)　略
(16)　介護支援専門員は，指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは，利用者の服薬状況，口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを，利用者の同意を得て主治の医師等　　又は薬剤師に提供するものとする。	(14)　介護支援専門員は，指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは，利用者の服薬状況，口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを，利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
(17)　介護支援専門員は，第15号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては，利用者及びその家族，指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。	(15)　介護支援専門員は，第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては，利用者及びその家族，指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。
ア　少なくとも1月に1回　　，利用者に面接すること。	ア　少なくとも1月に1回，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。
イ　アの規定による面接は，利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし，次のいずれにも該当する場合であって，少なくとも2月に1回，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接するときは，利用者の居宅を訪問しない月においては，テレビ電話装置等を活用して，利用者に面接することができるものとする。	
(ア)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて，文書により利用者の同意を得ていること。	
(イ)　サービス担当者会議等において，次に掲げる事項について主治の医師，担当者その他の関係者の	

同意を得ていること。 a　利用者の心身の状況が安定していること。 b　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c　介護支援専門員が，テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について，担当者から提供を受けること。 ウ　略 (18)　略 (19)　第5号から第14号までの規定は，第15号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。 (20)～(31)　略 (32)　指定居宅介護支援事業者は，法第115条の23第3項の規定に基づき，地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては，その業務量等を勘案し，当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 (33)　略	イ　略 (16)　略 (17)　第3号から第12号までの規定は，第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。 (18)～(29)　略 (30)　指定居宅介護支援事業者は，法第115条の23第3項の規定に基づき，指定介護予防支援事業者　　から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては，その業務量等を勘案し，当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 (31)　略
（掲示） **第23条**　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 2　指定居宅介護支援事業者は，重要事項　　を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，前項の規定による掲示に代えることができる。 3　指定居宅介護支援事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	**（掲示）** **第23条**　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項　　を掲示しなければならない。 2　指定居宅介護支援事業者は，前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。
（記録の整備） **第30条**　略 2　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)　第14条第15号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録	**（記録の整備）** **第30条**　略 2　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)　第14条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2)　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア　略 イ　第14条第9号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ　第14条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ　第14条第17号に規定するモニタリングの結果の記録 (3)　第14条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)　第17条の規定による市への通知に係る記録 (5)　第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6)　第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7)・(8)　略 **（電磁的記録等）** **第32条**　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第8条（第31条において準用する場合を含む。）及び第14条第29号（第31条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2　略	(2)　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア　略 イ　第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ　第14条第9号 に規定するサービス担当者会議等の記録 エ　第14条第15号に規定するモニタリングの結果の記録 (3)　第17条に規定する　市への通知に係る記録 (4)　第27条第2項に規定する　苦情の内容等の記録 (5)　第28条第2項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6)・(7)　略 **（電磁的記録等）** **第32条**　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第8条（第31条において準用する場合を含む。）及び第14条第27号（第31条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2　略

●議案第４６号　大崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
（給与の種類） **第2条**　略	**（給与の種類）** **第2条**　略

2　略 3　手当の種類は，管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，在宅勤務等手当，特殊勤務手当，寒冷地手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，災害派遣手当，武力攻撃災害等派遣手当，特定新型インフルエンザ等対策派遣手当，期末手当，勤勉手当，特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。 **（単身赴任手当）** **第10条**　略 **（在宅勤務等手当）** **第10条の2**　住居その他これに準ずるものとして管理者が別に定める場所において，正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを，管理者が別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には，在宅勤務等手当を支給する。 **（フルタイム会計年度任用職員についての適用除外）** **第30条**　第4条から第6条まで，第10条，第12条，第17条及び第18条　　の規定は，地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。 **（パートタイム会計年度任用職員の給与）** **第31条**　企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する非常勤の職を占める職員の給与の種類は，報酬，費用弁償，期末手当及び勤勉手当とし，前条の職員の給料及び手当との権衡を考慮して管理者が別に定める。	2　略 3　手当の種類は，管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当　　，特殊勤務手当，寒冷地手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，災害派遣手当，武力攻撃災害等派遣手当，特定新型インフルエンザ等対策派遣手当，期末手当，勤勉手当，特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。 **（単身赴任手当）** **第10条**　略 **（フルタイム会計年度任用職員についての適用除外）** **第30条**　第4条から第6条まで，第10条，第12条，第17条，第18条及び第20条の規定は，地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。 **（パートタイム会計年度任用職員の給与）** **第31条**　企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する非常勤の職を占める職員の給与の種類は，報酬，費用弁償及び期末手当　　とし，前条の職員の給料及び手当との権衡を考慮して管理者が別に定める。